

○熊本市介護保険利用者への負担軽減を実施する社会福祉法人への補助金交付事業の実施に関する規則〔高齢介護福祉課〕

平成28年3月31日

規則第63号

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）がその社会的役割に鑑み、生活保護受給者又は生計が困難である低所得者であって介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険サービスを利用するもの（以下「介護保険利用者」という。）に対し、介護保険利用者が利用した介護保険サービスに係る費用の負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人に対して補助金を交付する事業を実施するための必要な事項を定めることにより、介護保険利用者の負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「介護保険サービス」とは、介護保険法第8条各項に規定する事業、サービス等のうち市長が別に定めるものをいう。

(交付の対象等)

第3条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、補助金の交付を行うことができる。

2 補助金の対象となる介護保険サービスの種類、補助金の算定方法その他の交付の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第4条 本事業による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対して補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する交付の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者が市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 受給者が第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第8条 市長は、前条第2号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。